

あなた自身やあなたの家族に
介護または支援が必要になったときは…

ご本人またはご家族が 市町村の窓口にて 「要介護(要支援)認定」の 申請をしてください。

●もしご本人やご家族が申請できない場合には、お近くの地域包括支援センターや一定の条件を満たした指定居宅介護支援事業者、介護保険施設(*)などに代行してもらうこともできます。

●介護または支援が必要な場合には、市町村の窓口にて申請してください。なお、緊急時などは、申請前に介護サービスを利用することもできます。但し、費用はまず全額を自己負担し、認定後に市町村(保険者)から償還されることになります。

調1査

市町村職員や介護支援専門員(*)が訪問して
ご本人の心身の状況をお聞きします。

●市町村は介護(支援)を必要とする人の
かかりつけの医師に意見書をもとめます。

くわしくは
5ページへ



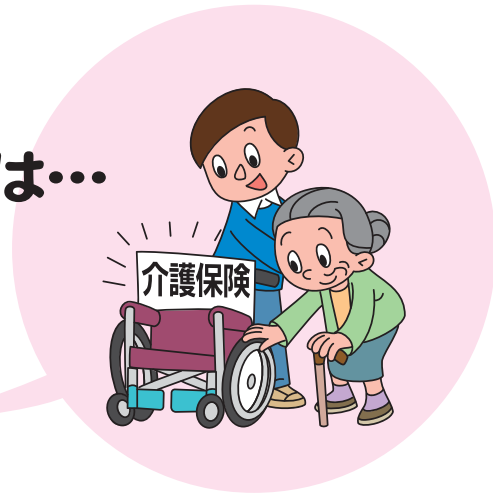
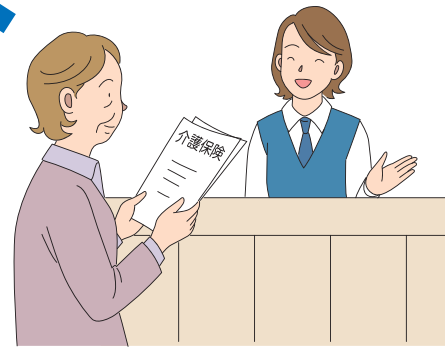
かかりつけの医師により意見書が作成されます。

(*)
地域包括支援センター【くわしくは15ページへ】
指定居宅介護支援事業者
各種のサービスを総合的かつ効率的に組み合わせ、具体的にどのようなサービスを受けるのかを定めた介護サービス計画(ケアプラン)の作成を行う事業者のことです。事業者の名簿は京都府のホームページやワムネットに掲載しています。
京都府ホームページアドレス <http://www.pref.kyoto.jp/korei/kaigo/>
ワムネットアドレス <http://www.wam.go.jp/>
介護保険施設
介護保険制度の施設サービスを提供する施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)
介護支援専門員(ケアマネジャー)
ケアプランを作成し、関連のサービス提供事業者との調整役を務めるとともに、サービスが適切に継続・確保されているかどうか管理していく専門家。



まず 申請

窓口一覧は
18ページにあります



審2査

くわしくは
7ページへ

申請から原則30日以内に、
介護認定審査会で
介護や支援が必要かどうかを判定し、
市町村が認定します。

●審査は、認定調査の結果をコンピュータに入力して得られた判定とかかりつけの医師の意見書、認定調査における記述式の特記事項をもとに行われます。

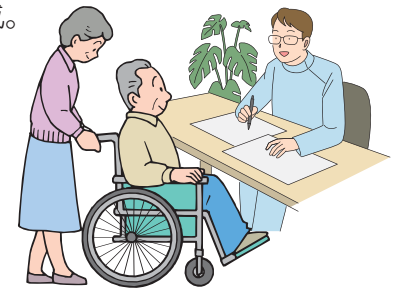


計3画

ご本人の希望を尊重します。
認定後、ご本人の依頼によりケアプランを作成。

●要支援(要支援1・2)と認定を受けた方には、地域包括支援センターの保健師等が介護予防ケアプランを作成。
●要介護(要介護1~5)と認定を受けた方には、介護支援専門員がケアプランを作成。

くわしくは
9ページへ

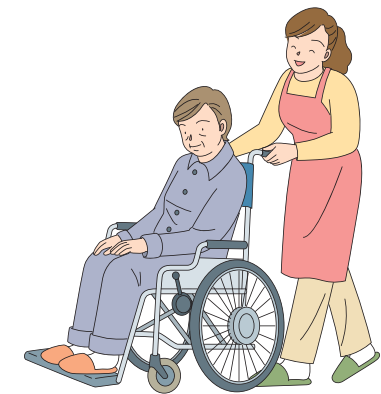


実4施

くわしくは
10ページへ

ケアプランにもとづいて、サービス事業者から
必要なサービスが受けられます。

●要支援(要支援1・2)と認定を受けた方は、介護予防サービス(新予防給付)を利用します。
●要介護(要介護1~5)と認定を受けた方は、介護サービス(在宅サービス)か施設サービスのどちらかを利用します。
●サービスを利用する場合、原則としてかかった費用の1割を自己負担します。施設入所等の場合、居住費・食費等の負担が別に必要です。



介護予防サービス(新予防給付)の利用にあたって…
*要支援1・2と認定を受けた方は、心身の状態が維持・改善される可能性が高い方です。
*これらの方は、生活機能の維持・向上を図り、介護保険の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から創設された介護予防サービス(新予防給付)を利用します。
*ケアプランでは、心身の状態の改善目標を設定し、目標達成に向けてどのようなサービスが必要か検討が行われます。また、サービスを利用してから一定期間後に目標の達成状況を評価し、必要に応じてケアプランを見直します。